

長崎大学における夜間主コースの外国語技能検定試験等の成果に係る学修の取扱いに関する細則

平成16年9月30日

細則第33号

改正 平成19年2月9日細則第2号

平成19年8月6日細則第15号

平成21年3月10日細則第9号

平成24年2月20日細則第2号

平成26年3月19日細則第3号

平成27年2月2日細則第2号

平成28年3月24日細則第9号

(趣旨)

第1条 この細則は、長崎大学における夜間主コースの教養教育の履修に関する規程(平成24年規程第3号)第15条第3項の規定に基づき、大学以外の教育施設等における学修のうち、外国語技能検定試験等(以下「検定試験等」という。)における成果に係る学修の単位認定の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(単位認定の基準)

第2条 検定試験等における成果に係る学修は、別表に定める単位認定の基準により、教養教育の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(単位認定等)

第3条 単位認定及び成績評価は、英語小委員会及び初習外国語小委員会の審査結果に基づき、教養教育実施専門部会長が行う。

2 教養教育実施専門部会長は、第1項の規定により単位を認定したときは、申請者に単位認定書(所定の様式)を交付するとともに、所属の学部長に認定結果を通知する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月9日細則第2号)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年8月6日細則第15号)

この細則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月10日細則第9号)

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日現在在学している者(以下この項において「在学者」という。)及び平成21年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎大学における夜間主コースの外国語技能検定試験等の成果に係る学修の取扱いに関する細則の規定にかかわらず、なお従前の

例による。

附 則(平成24年2月20日細則第2号)

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日現在本学に在学している者(以下「在学者」という。)及び平成24年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎大学における夜間主コースの外国語技能検定試験等の成果に係る学修の取扱いに関する細則の規定(第3条の規定を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月19日細則第3号)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月2日細則第2号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日細則第9号)

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日現在本学に在学している者(以下「在学者」という。)及び平成28年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎大学における外国語技能検定試験等の成果に係る学修の取扱いに関する細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

検定試験等における成果に係る学修の単位認定基準

検定試験等		資格等	認定対象の授業科目	単位数
実用英語技能検定 (日本英語検定協会)		1級	総合英語Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ 英語コミュニケーションⅠ,Ⅱ,Ⅲ	各1単位
		準1級	総合英語Ⅰ,Ⅱ	各1単位
IELTS (日本英語検定協会)		6.5以上	総合英語Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ 英語コミュニケーションⅠ,Ⅱ,Ⅲ	各1単位
		5.0以上	総合英語Ⅰ,Ⅱ	各1単位
TOEFL (Educational Testing Service)	Paper-Based Test 及び Institutional Testing Program (レベル1に限る。)	550点以上	総合英語Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ 英語コミュニケーションⅠ,Ⅱ,Ⅲ	各1単位
		500点以上	総合英語Ⅰ,Ⅱ	各1単位
	Internet-Based Test	79点以上	総合英語Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ 英語コミュニケーションⅠ,Ⅱ,Ⅲ	各1単位
		61点以上	総合英語Ⅰ,Ⅱ	各1単位
TOEICテスト (Institutional Programテストを含む。) (Educational Testing Service)		810点以上	総合英語Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ 英語コミュニケーションⅠ,Ⅱ,Ⅲ	各1単位
		730点以上	総合英語Ⅰ,Ⅱ	各1単位

備考

- 1 検定試験等の資格等は、本学に在学中に取得したもので申請時において当該試験の資格等取得後2年を経過しないものに限り、認定の対象とする。
- 2 2種類以上の検定試験等が同一時期に認定の対象となる場合は、いずれか1種類の検定試験等について認定を行う。
- 3 単位認定を受けようとする者が既に認定対象の授業科目の一部について単位を修得している場合は、当該授業科目を除く授業科目について認定を行う。